

金城学院情報公開規程

(2017年7月24日制定)

(目的)

第1条 この規程は、学校法人金城学院（以下「本学院」という。）が保有する情報を積極的に公開することによって本学院の公共性や社会的責任を明確にすること目的とし、情報公開の実施及び情報の管理に関し、必要な事項を定める。

(情報の公開)

第2条 本学院は、別表に定める情報を本学院及び各設置校のホームページ等を通じて、積極的に公開する。

2 本学院は、本学院の諸活動について、保有する情報の公開に関する施策の充実に努める。

(開示請求)

第3条 前条第1項に定める情報以外の情報の開示を請求しようとする者（以下「開示請求者」という。）は、開示請求書に必要事項を記入し、本人確認書類を添えて、請求しなければならない。

2 開示請求の受付は、総務部総務担当とする。

(開示等の決定)

第4条 開示請求があった場合は、総務部長（以下、「開示決定者」という。）が該当する情報の管理責任者と協議して、情報の全部又は一部開示若しくは不開示を決定する。

2 開示決定者は、前条により受付した日から30日以内に開示等の決定をし、開示請求者に所定の様式による書面にて開示等の決定、開示窓口及び開示期間等を通知する。

(不開示情報)

第5条 開示請求にかかる情報に次のいずれかの情報が含まれている場合は、当該情報を不開示とする。

(1) 個人に関する情報であって特定個人を識別できる情報、又は特定個人を識別することはできないが、当該情報を公にすることによって個人の権利利益を害するおそれがある情報。ただし、次に掲げる情報を除く。

ア 法令の規定により又は慣行として、公にされ又は公にすることが予定されている情報
イ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報

ウ 当該情報が本学院の教職員等に関するものであり、その職務の遂行に係る情報のうち、当該教職員等の氏名、職及び職務遂行の内容に関する情報。ただし、公にすることに特段の支障を生ずるおそれがある場合を除く。

(2) 法人その他の団体(以下「法人等」という。)に関する情報又は事業を営む個人の事業に関する情報で、次に掲げる情報。ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報を除く。

ア 公にすることにより、法人等又は個人の権利、競争上の地位及びその他正当な利益を害するおそれのある情報

イ 公にしないという条件で任意に提供されたもので、法人等又は個人における通例とし

て公にしないこととされている情報であり、また公にしない等の条件を付すことが情報の性質又は当時の状況等に照らし合わせて合理的であると認められる情報

(3) 本学院の事務又は事業に関する情報であって、公にすることにより、次に掲げるおそれ及びその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある情報

ア 本学院以外の他の機関との信頼関係が損なわれるおそれ、又は交渉上不利益を被るおそれがある情報

イ 犯罪の予防、鎮圧又は操作その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがある情報

ウ 監査、検査、取締り又は試験に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ、又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれがある情報

エ 契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、本学院の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれがある情報

オ 調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれがある情報

カ 人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがある情報

キ 本学院の事業に関し、その実施上の正当な利益を害するおそれがある情報

(部分開示)

第6条 開示決定者は、開示の決定をした情報の一部に不開示情報が記録されている場合において、不開示情報が記録されている部分を容易に除くことができるときは、開示請求者に対し、不開示情報を除いて開示する。

(情報の存否)

第7条 開示請求に対し、当該開示請求にかかる情報が存在しているか否かを答えるだけで、不開示情報を開示することとなる場合は、開示決定者は、当該情報の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することができる。

(第三者に対する意見書提出機会の付与)

第8条 開示決定者は、開示請求に係る情報に、開示請求者以外の者(以下「第三者」という。)に関する情報が記録されている場合において、開示等の決定に先立ち、当該情報の内容等に照らし適当と認められるときは、第三者に対し、開示請求に係る情報ならびに意見書の提出先及び提出期限等を書面により通知して、意見書を提出する機会を与えることができる。ただし、当該情報にかかる第三者の所在が判明しない場合はこの限りではない。

2 開示決定者は、前項により意見書の提出の機会を与えられた第三者が当該情報の開示に反対の意思を表示した意見を提出した場合において、開示を決定するときは、当該意見書を提出した第三者に対し、開示決定をした旨及びその理由ならびに開示を実施する日を書面により通知する。この場合において、開示決定の日と開示を実施する日との間に少なくとも2週間を置かなければならない。

(開示方法)

第9条 開示は、原則として窓口における閲覧により行うものとする。ただし、開示決定者が必要と認めた場合は、この限りでない。

2 開示を受ける者は、閲覧を行う際には、本人確認書類と開示決定書を提示しなければならない。

(開示時の立会い)

第10条 本学院は、開示の決定に基づき開示を受ける者の窓口における閲覧に際し、本学院の職員を立ち合わせることができる。

(開示を受ける者の禁止行為)

第11条 開示を受ける者は、次の各号の行為をしてはならない。

- (1) 資料を汚損若しくは毀損し、又は指定された閲覧場所以外に持ち出すこと。
- (2) 開示決定者が必要と認めた場合を除いて、資料を謄写、複写、録音又は撮影すること。

(開示決定の取消)

第12条 本学院は、開示を受ける者が次の各号のいずれかに該当する場合は、開示の決定を取り消し、以後、開示対象となるすべての情報に対してその者からの開示請求には応じない。

- (1) この規程に違反した場合
 - (2) 他人(法人や機関を含む。)に迷惑を及ぼし、又はそのおそれがあると認められる場合
- (費用負担)

第13条 開示に伴い費用が発生する場合は、開示請求者又は開示の決定に基づき開示を受ける者は、開示の実施に係る実費相当額の手数料を本学院に納めなければならない。

(異議申立て)

第14条 本学院は、情報開示に係る決定に対して異議の申立てがあった場合は、情報開示委員会(以下「委員会」という。)を設置し、当該異議の申立人に対し、審議を行う旨を通知する。

2 委員会は、次に掲げる委員をもって組織し、当該異議の申立てに対する審議を行う。

- (1) 常任理事1名
- (2) 学内学識者3名
- (3) 顧問弁護士1名

3 前項の委員は、常任理事会が指名する。

4 委員会には委員長を置き、委員の互選により決定する。

5 委員長は、委員会の議長となる。

6 委員会は、3名以上の委員の出席により成立し、議事は出席委員の過半数をもって決する。可否同数の場合は、委員長の決するところによる。

7 本学院は、委員会の審議結果に基づき、常任理事会において当該異議の申立てに対する決定を行い、異議の申立人に対し、その決定した旨を通知する。

(適正管理)

第15条 情報の管理責任者は、情報の漏洩、滅失、毀損及び改ざんの防止その他安全管理のために必要な措置を講じなければならない。

2 情報の管理責任者は、情報を取り扱う所属職員に対し、所管の情報の安全管理が図られるよう必要かつ適切な監督を行わなければならない。

3 情報の管理責任者は、所管の情報を、その利用目的の達成に必要な範囲内において、正確か

つ最新の状態に保つよう努めなければならない。

(規程の改廃)

第 16 条 この規程の改廃は、常任理事会の審議及び議決を経てこれを行う。

附 則 (2017 年 7 月 24 日常任理事会)

この規程は、2017 年 7 月 24 日から施行する。

別表

法人及び学校の基本情報

- 1 寄附行為
- 2 建学の精神
- 3 沿革
- 4 教学組織・事務組織
- 5 役員
- 6 設置校の学生等の人数

財政及び経営に関する情報

- 1 中期計画
- 2 事業計画書
- 3 事業報告書
- 4 決算概要
- 5 財産目録
- 6 貸借対照表
- 7 資金収支計算書
- 8 監事監査報告書

情報公開に関する情報

- 1 本規程及び本規程に関する様式
- 2 個人情報の保護に関する基本方針
- 3 金城学院個人情報保護規程
- 4 個人情報取扱安全管理要綱

教育活動に関する情報

1 金城学院大学

(1) 教育理念

沿革

教育研究上の目的

ディプロマ・ポリシー

カリキュラム・ポリシー

アドミッション・ポリシー

学則

- 自己点検評価報告書
- 大学評価（認証評価）結果
- (2) 教育研究組織
 - 事務組織
 - 役職者一覧
- (3) 専任教員数
 - 各教員が有する学位及び業績
- (4) 志願・入学者状況
 - 入学者推移
 - 学生数
 - 社会人学生数
 - 留年者数
 - 退学・除籍者数
 - 薬学部の進級、卒業、国家試験に関する情報
 - 就職状況
 - 専任教員一人あたり学生数
 - 受入短期留学生数
 - 派遣留学生数
 - 協定校
- (5) 履修要覧
 - シラバス
- (6) 卒業要件
 - 学位授与数
- (7) 施設設備概要（キャンパスマップ）
- (8) 学費
- (9) 学生の就学支援
 - 学生の心身の健康等に係る支援

2 金城学院高等学校

- (1) 教育理念
- (2) 教育課程表
- (3) 学習内容
- (4) 施設
- (5) 学校行事

3 金城学院中学校

- (1) 教育理念
- (2) 入試情報
- (3) 教育課程表
- (4) 学習内容
- (5) 施設

(6) 学校行事

4 金城学院幼稚園

(1) 教育理念

(2) 施設

(3) 年間行事